

2023年3月13日

高知県人事委員会

委員長 門田 純一 様

高知県教職員組合

執行委員長 矢田 一



物価高騰に対応した緊急勧告を行うことを求めます

高知県人事委員会は、2022年4月に92事業所に対して民間企業実態調査を行い、10月に勧告を行いました。俸給表の水準を702円(0.21%)、一時金は0.05月引き上げる勧告を行いました。3年ぶりの月例給、一時金の引き上げ勧告ではあるものの、急激な物価高騰下の生活改善に遠く及ばない極めて低額なものでした。また、初任給と若年層の俸給月額を引き上げにとどまり、賃金抑制を強いられている中高年層職員、再任用職員を含める職員全体の生活改善には及んでいませんでした。

2022年民間企業実態調査以降も物価高騰の勢いに歯止めはかからず、生鮮食品を除く消費者物価指数の前年同月比は、11月は3.8%、12月は4.0%、1月は4.2%と上昇ピッチが加速しています。4.0%台は1981年12月以来41年ぶりのすさまじい物価上昇です。一方で、民間企業も労働者の確保と生活防衛のために賃金引き上げを実施し、現金給与総額(きまって支給する給与)は前年度同月比で1.9%増、2ヶ月連続の増加です。また、「インフレ手当」の支給に踏み切る企業の増加も報道されています。こうした記録的な物価上昇は、多くの国民同様に地方公務員の生活を直撃しています。

地方公務員法第24条②では、給与について、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定め」るように規定しています。生計費が項目のトップであることは重要です。また、同法26条には「人事委員会は、毎年少なくとも1回」勧告すること、並びに「諸条件の変化による場合」適切な勧告をすることができる」と規定しています。年度内に事情が変われば、2回・3回の勧告を出すことを否定していません。

地方公務員は労働基本権が制約されており、人事委員会はその代償措置として積極的な役割発揮が強く求められています。また、情勢に適応した勤務条件を確保することは、職務に精励している地方公務員の士気の向上、公務における人材の確保等にも資するものです。さらに、人事委員会勧告は地方公務員だけでなく、県内の様々な職種の労働者にも大きな影響を及ぼし、まさに高知県経済ひいては日本経済の好循環を作り出す鍵といえます。

以上をふまえ、下記の事項を強く要請します。

記

- 1 地方公務員法第26条にもとづき、物価上昇分に見合った全職員の俸給表の引上げをはじめとする緊急勧告を直ちに行うこと。

以上